

札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成要綱

〔 昭和48年9月29日 〕
〔 市 長 決 定 〕

(目的)

第1条 この要綱は、病院、診療所、薬局又はその他の者の協力を得て、重度心身障がい者、ひとり親家庭の母又は父及びひとり親家庭等の児童に係る医療費の一部を助成し、もつて重度心身障がい者、ひとり親家庭の母又は父及びひとり親家庭等の児童の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者であつて、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級、2級又は3級(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がいに限る。)に該当するもの
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は精神科を標ぼうする医師において重度(知能指数が身障手帳を受けている者にあつては50以下、それ以外の者にあつては35以下をいう。)と判定又は診断をされた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神保健手帳」という。)の交付を受けた者(以下「精神障がい者」という。)であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この要綱において「ひとり親家庭の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」で次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護してい

る者

(2) 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

3 この要綱において、「ひとり親家庭の父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、前項各号のいずれかに該当する者であること。

4 この要綱において「ひとり親家庭等の児童」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

(1) ひとり親家庭の母又は父に現に扶養若しくは監護され、又は両親の死亡若しくは行方不明等の事由により両親以外の者に現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者(引き続いて特別支援学校の高等部(専攻科を除く。))に在学する場合で、その在学期間中の者を含む。)

(2) ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡若しくは行方不明等の事由により両親以外の者の現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

5 この要綱において「医療保険各法」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)

(対象者)

第3条 この要綱による医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは組合員又は医療保険各法による被保険者若しくは組合員(世帯主、被保険者又は組合員であつた者を含む。以下「世帯主等」という。)であつて、本市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民票に記録されている者の世帯の国民健康保

険法又は医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者及び高確法第55条の規定により他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険の被保険者を除く。)で、重度心身障がい者、ひとり親家庭の母又は父若しくはひとり親家庭等の児童である者

(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者又は高確法第55条の規定により北海道後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険の被保険者で、重度心身障がい者、ひとり親家庭の母又は父若しくはひとり親家庭等の児童である者

(3) 重度心身障がい者であつて、市長が特に医療費の助成をする必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する重度心身障がい者、ひとり親家庭の母又は父若しくはひとり親家庭等の児童が次の各号の一に該当するときは、医療費の助成を受けることができない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者

(3) 重度心身障がい者又は重度心身障がい者の生計を主として維持する配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の助成にあつては、前々年の所得とする。以下この項において同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、実施要領で定める額以上であるとき。

(4) ひとり親家庭等の児童の生計を主として維持するひとり親家庭の母又は父若しくは両親の死亡又は行方不明等の事由により両親以外の者に現に扶養されているひとり親家庭等の児童の養育者(以下「ひとり親家庭の母又は父等」という。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及びひとり親家庭の母又は父等の扶養親族等でない児童(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。)でひとり親家庭の母又は父等が前年の12月31日において生計を維持していたものの有無及び数に応じて、実施要領で定める額以上

であるとき。

- (5) ひとり親家庭の母又は父等の生計を主として維持する配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者(以下「受給配偶者等」という。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び受給配偶者等の扶養親族でない児童で受給配偶者等が前年の12月31日において生計を維持していたものの有無及び数に応じて、実施要領で定める額以上であるとき。

- (6) 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者

- (7) その他市長が別に定める者

(助成の範囲)

第4条 本市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法その他の法令の規定により医療(生計維持者が市町村民税を課されている者である場合におけるひとり親家庭の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法又は高確法の規定により厚生労働大臣が定める医療に要する費用の額の算定方法によつて算定された額(当該法令の規定に基づきこれらの算定方法と異なる算定方法によることとされている場合においては、当該法令に規定する算定方法によつて算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令に規定により負担者が負担すべき額から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額、基本利用料として市長が定める額(当該法令の規定により指定訪問看護を受けた場合に限る。)及び健康保険法の規定により負担すべき同法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額(高確法の規定による医療を受けることができる重度心身障がい者については、高確法の規定により負担すべき高確法第74条第2項に規定する食事療養標準負担額及び高確法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額)を控除した額(当該医療費に対し付加給付金がある場合は、その額を控除した額)を助成する。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 初診時一部負担金として市長が定める額

ア 対象者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合

イ 対象者の生計維持者が、医療に関する給付のあつた月の属する年度(当該月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第14条第7項に規定する市町村民税が課さ

れない者である場合

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 高確法第67条第1項第1号の規定の例により算定した同項に規定する一部負担金に相当する額その他の高確法の規定による医療を受けることができる者が高確法の規定(第67条第1項第2号の規定を除く。)により負担すべき額に相当する額の範囲内で市長が定める額

(申請及び登録)

第5条 対象者(対象者が義務教育終了前の者であるときは、その者の世帯主等)又は対象者の世帯主等は、前条に規定する医療費の助成を受けようとするときは、市長に申請し、当該対象者について重度心身障がい者、ひとり親家庭の母又は父若しくはひとり親家庭等の児童に係る医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給者証)

第6条 市長は、前条に規定する登録の申請があつた場合において、この要綱による医療費の助成を受ける資格があると認め、登録したときは、当該申請者に対し、別に定める受給者証を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合は、受給者証を交付しないことができる。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成の方法については、別に定めるものとする。

(届出義務)

第8条 第6条の規定により受給者証の交付を受けた者は、対象者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その旨をすみやかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名又は第4条に規定する医療に関する給付を行う保険の種類及び記号番号並びに保険者の名称並びに付加給付の内容並びに世帯主等を変更したとき。
(2) 第3条に規定する対象者に該当しなくなつたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この要綱による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第10条 偽りその他の不正行為によつて、この要綱による助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 12 月 20 日)

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 54 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 4 月 1 日)

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 1 月 31 日)

1 この要綱は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和 58 年 6 月 1 日)

この要綱は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日)

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 7 月 1 日)

1 この要綱は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前にすでに判定又は診断された者にあつては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 7 年 5 月 24 日から施行する。

2 改正後の第 3 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号(老人保健法第 25 条第 6 項に該当す

る場合に限る。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成10年4月1日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年10月1日)

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月1日)

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月1日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月1日)

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月1日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年1月1日)

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 23 日)

この要綱は、平成 22 年 7 月 23 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 9 日)

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日)

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 10 日)

この要綱は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 7 月 29 日)

1 この要綱は、令和元年 7 月 29 日から施行する。

2 改正後の第 3 条第 2 項第 3 号から同項第 5 号までの規定は、平成 30 年以後の年の所得による医療費の助成の制限について適用し、平成 29 年以前の年の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱第 4 条第 1 項第 1 号アの規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 8 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱第 4 条第 1 項の規定は、令和 6 年 8 月 1 日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱第 4 条第 1 項第 1 号アの規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。